

監査公表第5号

平成29年（2017年）7月6日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	武	市	憲	一
同	本	郷	俊	史

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（平成29年6月30日付け札幌第828号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第828号

平成29年（2017年）6月30日

札幌市監査委員	藤江	正祥	様
同	窪田	もとむ	様
同	武市	憲一	様
同	本郷	俊史	様

札幌市長 秋元克広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

(別紙)

1 指摘に対する措置（平成29年度監査報告第1号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 平成28年度第3回定期監査（事務監査）関係

監査対象	保健福祉局障がい保健福祉部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項/2 支出事務/(2) 施設改修に関する事務を適正に行うべきもの 監視カメラ修繕及び両開き戸修繕としていた2業務について、その業務内容を見ると、どちらの業務もカメラ増設及び新たに戸を設置する業務でありながら修繕業務として契約手続きを行っていた。 今後は、関係規程等を順守し、適正な事務執行となるよう努められたい。
《指摘に対する措置》 監査結果を踏まえ、平成29年2月9日に業務会議を実施し、指摘事項について周知を行った。今後同様の案件が生じた際は、このようなことが起こらないように十分に留意することとし、関係規程を順守するとともに、決裁等の場において、契約事務ハンドブックや内部監査の手引などを用いて職員相互間のチェック体制の強化を図るなど適正な事務執行に努めてまいりたい。	

監査対象	保健福祉局障がい保健福祉部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項/2 支出事務/(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの ア 産業廃棄物の処理を委託するときには、許可を受けた業者を相手方として、契約金額にかかわらず契約書を作成すべきところ、契約書を作成していないものが散見された。 また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記入されている「処分終了日」より前に完了検査を行っているものがみられた。 今後は、関係法令等を順守するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 指摘内容については、部内周知を行い、監査結果を踏まえ、産業廃棄物の処理に当たっては、関係法令等を順守し、契約金額の多寡に関わらず契約書を取り交わすこととし、また、産業廃棄物管理票についても、処分終了日以降に完了届を徴することとした。 今後は関係規程等を順守したうえで、決裁等の際に職員相互でチェックするなど適正な事務執行に努めてまいりたい。	

監査対象	東区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>最低制限価格を設けている庁舎清掃業務委託契約において、入札書と比較する際に最低制限価格の算定を誤ったことにより、本来落札者とすべき事業者を失格としていたものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な契約事務を執行するよう努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>最低制限価格制度が適用される契約事務について、再び同じ誤りを繰り返さないよう、会議等を通じて関係規程及び入札執行実務の再確認を行った。</p> <p>今後は、役務の調達伺いに関係法令を添付し、担当者のみならず決裁者全員が規定を確認するようにするとともに、入札執行時に入札執行者・補助者・立会人それぞれが検算を行うこととし、複数人体制によるチェックを徹底することとした。加えて、最低制限価格の算出に必要な部分を見誤るリスクを回避するため、契約管理課に確認の上「予定価格調書」の該当部分を太枠で囲むよう様式を工夫した。</p> <p>また、部庶務合議が不要な契約であっても、部庶務合議とすることとし、部全体の契約事務のチェック体制強化を図るとともに、契約等に関する知識や経験などを共有するため、部内及び他区保健福祉部の情報を集約し、契約実績・計画表を作成し、部内共有することとした。</p> <p>さらに、局庶務（総務企画課）において契約・経理事務研修を毎年開催し、区関係職員全員が参加するとともに（今年度実施済み）、契約・支出・旅費等本庁担当部局開催の研修に積極的に参加し、職員一人一人のスキルアップを図っていくこととした。</p>	

監査対象	東区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 支出事務/(4) 資金前渡に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>一時限りの経費に係る資金前渡を受けた職員は、その用件終了後、7日以内に資金前渡精算書を作成し、証拠書類を添えて精算を行うこととされているが、以下のような事務処理がみられた。</p> <p>ア 精算処理が約4か月遅延しているもの</p> <p>イ 資金前渡職員の精算印が押印されていないもの</p> <p>ウ 証拠書類が本書ではなく、写しが添付されているもの</p> <p>資金前渡は支出の特例であり、前渡資金の取扱いは特に厳格に行う必要があることから、今後は、関係規程等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>資金前渡事務について、再び同じ誤りを繰り返さないよう、会議等を通じて関係規程の再確認を行うとともに、経理担当者が該当者に資金前渡する際には精算についての説明を徹底することとした。また、部経理担当者が毎月出力する資金前渡整理簿において未精算であるものについては、精算事務担当者に処理を促し、当該整理簿に確認印を押させたうえで決裁することとし、確実なチェック体制をとることで、規程に則り適正な事務処理に努めることとした。</p> <p>さらに、局庶務（総務企画課）において契約・経理事務研修を毎年開催し、区関係職員全員が参加するとともに（今年度実施済み）、契約・支出・旅費等本庁担当部局開催の研修に積極的に参加し、職員一人一人のスキルアップを図っていくこととした。</p>	

監査対象	厚別区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 財産管理事務/(1) 給油指図書への交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>給油指図書にあらかじめ課長承認印を押印し、交付の都度必要となる承認を受けずに使用しているものがみられた。</p> <p>このような取扱いは、不適切な使用につながりかねないことから、今後は、関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後は、「石油製品の購入事務処理基準」に定められているとおり、給油指図書については、同書を交付する都度、課長の承認印の押印を受けることとした。また、事務処理基準の内容を周知して再発防止を図るとともに、その他の関係規程を順守して適正な事務の執行に努めてまいりたい。</p>	

監査対象	厚別区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 支出事務/(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 産業廃棄物処理の委託に関する事務について、以下の事例がみられた。</p> <p>(ア) 契約の際に、契約書に明記することが定められている、受託者が保有している処分業の事業範囲等について、記載されないまま契約締結しているもの</p> <p>(イ) 保健センターから排出される特別管理産業廃棄物について、委託しようとする者に対して、あらかじめ廃棄物の種類、数量、性状等、取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知する必要があるが、それを行っていないもの</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が厳格に規定されているものであることから、今後は関係法令等を順守し、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

イの(ア)について

今回の件は、平成23年度の法令等改正後も、従前の契約書の書式を継続して使用していたことによるものである。平成29年度の当該契約において、環境局がモデルとして示す書式をもとに契約書を作成し、許可証添付に加え、本文中に2つの許可番号を明記し、契約時も許可を保有している状態であることがわかるようにした。

今後も法令等に則った契約書により契約を締結することとした。

イの(イ)について

平成29年度の当該業務委託前に行う通知は、法令等に基づいて必要事項を記載した文書により行った。

今後も、法令等を適宜確認しながら、適切な事務執行を行っていくこととした。

監査対象	豊平区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 収入事務/(1) 債権管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>債権管理について、以下のような事例がみられた。</p> <p>ア 市の債権については、適正に管理するための台帳を備えた上で、債権の種類、金額、債務者氏名及び督促年月日等必要な事項を記載すべきところ、一部の債権(戻入未済金等)について、これらが記載されていなかったもの</p> <p>イ 扶助費の返還金債権が発生した後、相当期間経過してから調</p>

	定及び納入通知を行っているもの 今後は、関係規程を順守し、適正かつ迅速な事務の執行に努められたい。
--	--

《指摘に対する措置》

アについて

今後は、財務システムの「調定履歴」をエクセルに出力し全件突合することで未作成・転記漏れを防止するとともに、督促状等を送付する場合には、起案の際に当該債権管理簿を添付して、記載状況の確認をすることとした。

イについて

返還金が発生した場合、担当者には速やかに事務処理を行うこと、担当係長には定例の係会議等を通して適宜進捗管理を行うことを指示し、適正かつ迅速な事務の執行に努めることとした。

監査対象	豊平区保健福祉部
------	----------

監査委員の指摘事項

第1 指摘事項/2 支出事務/(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

ウ 産業廃棄物処理の委託に関する事務について、以下の事例がみられた。

(ア) 産業廃棄物処理を行う際、関係法令等により規定された事項を委託契約書に記載し、処分等の許可内容を証する書類を添付する必要があるが、不備があるまま契約書を交わしているもの

(イ) 保健センターから排出される特別管理産業廃棄物について、委託しようとする者に対して、あらかじめ廃棄物の種類、数量、性状等、取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知する必要があるが、それを行っていないもの

産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が厳格に規定されているものであることから、今後は関係法令等を順守し、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

《指摘に対する措置》

産業廃棄物の処理については、その事務処理方法が厳格に規定されているものであることを十分理解し、関係法令を遵守するよう係会議等により周知徹底し、併せて契約の際には最新の法令等を確認するとともに、決裁者においても厳正な確認及び指導を行うことにより、適正な事務処理に努めることとした。

(2) 平成28年度第3回定期監査（工事監査）関係

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目「工事施行中の安全対策」/1 交通誘導警備員の資格等を確認すべきもの</p> <p>公安委員会認定の資格を有する交通誘導警備員の配置が必要となる路線を含む測量業務において、特記仕様書では資格等が確認できる資料の提出を求めているが、資料が提出されていない事例がみられた。</p> <p>交通誘導警備員の配置は、測量作業時の歩行者や通過車両の安全対策として重要であることから、業務計画書等の提出を受けた際には交通誘導警備員の配置計画のみならず、交通誘導警備員の資格等の確認についても十分留意し、安全な業務の施行に向け受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>業務ごとに作成しているチェックシートについて、完了時の点検項目に、業務計画書どおりに交通誘導警備員が配置されていること、当該警備会社と委託契約があること及び交通誘導警備員の資格が分かる書類が提出されていることを追加し、チェック体制を強化するとともに、路線測量を発注している区土木部にも周知する。</p> <p>また、着手時の打合せにおいて、改めて特記仕様書の記載事項を確認し、提出書類や納入成果品について遺漏の無いよう、受託者に対しても注意喚起を行う。</p>	

(3) 平成28年度出資団体等監査関係

監査対象	株式会社札幌エネルギー供給公社（環境局環境都市推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査/(1) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物の処理を委託するときには、許可を受けた業者を相手方として、契約金額にかかわらず契約書を作成すべきところ、プラントの稼働に伴って発生した廃油の処理の委託においては、これを行っていなかった。</p> <p>今後は、関係法令等に留意するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>再発防止のため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の当該規定を周知徹底し、今後実施する産業廃棄物処理に関する全ての委託業務について、法律に基づいた契約書を受託者との間で取り交わし、適正な事務処理に努める。</p>	
監査対象	社会福祉法人発寒子どもの園（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の指摘事項	2 公の施設指定管理者監査/(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

	<p>ア 産業廃棄物の処理を委託するときには、許可を受けた業者を相手方として、契約金額にかかわらず契約書を作成すべきところ、二十四軒南保育園の産業廃棄物の収集運搬及び処分の委託においては、これを行っていないものがみられた。</p> <p>今後は、関係法令等に留意するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

平成 29 年 4 月 1 日、産業廃棄物収集運搬許可、産業廃棄物処分許可業者と産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約を締結した。

今後、産業廃棄物の処理を委託するときは、関係法令の遵守を徹底するとともに、業務手続を十分理解し、適正な事務執行に努めていくこととした。

監査対象	一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（市民文化局地域振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査/(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 産業廃棄物の処理を委託するときには、許可を受けた業者を相手方として、契約金額にかかわらず契約書を作成すべきところ、中央区民センターの産業廃棄物の収集運搬及び処分の委託においては、これを行っていないものがみられた。</p> <p>今後は、関係法令等に留意するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

今後、産業廃棄物の処理を委託するときは、関係法令の遵守を徹底するとともに、業務手続を十分理解し、適正な事務執行に努めていくこととした。

また、委託契約にあたり判断に迷うような場合には、事前に中央区地域振興課へ相談することとした。

監査対象	特定非営利活動法人ワーカーズコープ（市民文化局地域振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査/(1) 収支決算書を正確に作成すべきもの</p> <p>指定管理業務に係る収支決算書について、報告すべき内容の誤認や集計誤りによって、正しい金額が報告されていないものがみられた。</p> <p>報告書については、正確に作成するよう努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

誤りが生じていた収支決算書については、正しい金額に修正した。

また、今後の収支決算書の作成について、以下の3点について改善を図ることとした。

1点目は、各現場それぞれで、最低2名以上が集計された金額のチェックを行うこと。

2点目は、各現場で複数名によって確認された決算書について、事業本部が金額のチェックを再度行うこと。

3点目は、各現場で集計のために、独自でエクセルの表を活用している場合があるので、その表を全現場共通で使用して、どの現場でも共通したルールと集計ができるようにすること。

監査対象	特定非営利活動法人ワーカーズコープ（市民文化局地域振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査/(2) 支払事務を適正に行うべきもの 厚別西地区センターの支払事務において、以下のような不適切な事例がみられた。</p> <p>ア 預金口座から口座振込による支払を行う際に、出金伝票を作成しセンター長の決裁を経るべきところ、出金伝票を作成せずに支払手続を行っていたもの</p> <p>イ センターの職員が立替払により物品を購入した際に、当該職員への支払は速やかに行うべきところ、数週間から1か月程度遅れて精算していたもの</p> <p>支払事務については、適正かつ迅速に執行するよう改善されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>アについて ワーカーズコープ本部から、厚別西地区センターに対して、預金口座から口座振込への支払の際には、伝票を作成して支払手続きを行うよう改善指導を行った。</p> <p>イについて ワーカーズコープ本部から、厚別西地区センターに対して、立替払を行う際には、速やかに精算処理ができる者が立替を行うこととし、当日または一日以内に精算を行うように改善指導を行った。</p> <p>また、厚別西地区センター以外でも同様のことが発生しないよう、ワーカーズコープ本部から、他の地区センターに対しても情報共有を行い、適正な会計業務が執行できるよう指示を行った。</p>	

監査対象	社会福祉法人愛和福祉会（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の 指摘事項	<p>3 財政援助団体監査/(1) 補助金の申請事務を正確に行うべきもの</p> <p>保育園に係る時間外保育促進事業費等補助金については、児童の延長保育の利用時間等に応じて補助金が算定されることとなっている。その交付申請手続において、愛和えるむ保育園での延長利用時間数を誤って多く計算して補助金申請を行ったことから、同補助金が本来の額よりも多くなっているという事例がみられた。</p> <p>補助金の交付申請に当たっては、その金額算定に誤りがないよう、正確な申請を行われたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>過払いとなった補助金（12,900円）については、返還を行った。</p> <p>また、札幌市所管部局から配布された事務手続の説明書等を活用し、制度内容の周知徹底を図っていくことで、今後このような誤りが生じないよう適正に業務を進めていくこととした。</p>	

2 意見への対応(平成29年度監査報告第1号に掲載された意見に係るもの)

(1) 平成28年度第3回定期監査(工事監査)関係

監査対象	建設局土木部
監査委員の意見	<p>第2 意見/1 産業廃棄物の適正な保管と写真記録について</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める産業廃棄物保管基準において、工事により発生した産業廃棄物を一時保管する場所には、囲いをした上で廃棄物の種類や管理者等を記した掲示板を見やすい位置に設置することが定められているが、今回監査した建築工事で保管の状況を写真等で確認できない事例がみられた。</p> <p>産業廃棄物の適正な保管状況を確認するため、写真等の記録を残すよう職員に周知するとともに、受注者を指導するよう要望する。</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>ご指摘の件については、係会議において、資料を配布し、関係法令の周知徹底を図るとともに、工事書類確認チェックシートを作成し、ご指摘の項目を記載することによりチェック体制を強化した。</p> <p>※ 改善に向けての会議</p> <p>開催日 平成29年4月19日、平成29年4月27日</p> <p>参加者 3名(係長、担当者2名)</p> <p>今後は工事着手時に工事請負業者に指導するとともに、工事書類提出時に確認を行っていく。</p>	

(2) 平成28年度出資団体等監査関係

監査対象	公益財団法人札幌市防災協会(消防局総務部)
監査委員の意見	<p>1 出資団体監査/(2) 見積合せに係る契約事務について(意見)</p> <p>当法人では、見積書を徴する事業者の選定について、書面による契約締結権者の意思決定を行っておらず、また、事業者に対する見積依頼内容の記録も残していない。</p> <p>事業者の選定については契約事務の一部であり、契約締結権者の権限の範囲と考えられることから、あらかじめ、書面による意思決定を行い、見積依頼内容と共に記録として残しておくなど、事務処理の改善を要望する。</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>「処務規程」第3章の規定に基づき、契約金額に応じた専決権者の意思決定を書面により行うとともに、事業者に対しても見積依頼内容を書面等により通知するよう、適正な事務処理の徹底に努めると共に、今後同様の不備が発生しないよう、周知徹底を図った。</p>	

3 指摘に対する措置（平成28年度監査報告第5号に掲載された指摘事項に係るもの）

監査対象	健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査/(4) 利用料金の設定にあたり市長の承認を受けるべきもの</p> <p>イ 札幌市都市公園条例においては、公園を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっている。</p> <p>当団体では、札幌市都市公園条例の改正に合わせ、厚別公園の補助競技場及び大型映像装置の利用料金を改定しているが、改定後の利用料金の額について、市長の承認を得ていない。</p> <p>また、厚別公園の主競技場に係る、複数による個人利用の割引料金について、承認の手続を行っているが、申請内容に誤りがあり、主競技場ではなくトレーニング室で承認されている状況となっていた。</p> <p>条例の定めに従い、適正に処理されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>「札幌市屋外競技場施設の利用に係る料金の設定について」（平成29年5月23日付け）により、条例及び施行規則改正に伴う利用料金の事後申請並びに申請内容の誤りの訂正に係る申請を行い、「厚別公園競技場の利用料金の額について（承認）」（平成29年5月31日付け札ス施第5502号）により申請内容が承認された。</p> <p>今後、条例改正に係わる案件が発生する場合、札幌市所管部局と協議を徹底し適正な申請を行う。また、管理運営に際し、職員ミーティングを定期的に行い、同様な案件発生の場合、情報を共有することを周知した。</p> <p>また、コンソーシアム間での申請の流れは、代表団体を窓口札幌市所管部局に書類を提出するが、ミスを防ぐため互いの最終提出版の確認作業を徹底する。</p>	